

事務連絡
平成 23 年 7 月 25 日

関係県廃棄物行政主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業における害虫駆除等の取扱いについて

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業において行う害虫駆除等の取扱いについては、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」（平成 23 年 5 月 2 日環廃対発第 110502003 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知。以下「取扱通知」という。）にてお知らせしているところですが、その解釈について問い合わせがありましたため、改めてその解釈についてまとめましたので、貴管内の市町村に対して周知をお願い致します。

記

取扱通知においては、「対象から除外される経費及び事業」として、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づいて、災害その他伝染病流行のおそれがある場合において行われるそ族、昆虫等の駆除のための薬剤散布」を挙げているところですが、これは、被災住民が生活を営む避難所等及びその周辺地域において多数飛来等するハエ等の害虫等駆除について、都道府県等が感染症の発生及びまん延の防止の観点から、予防的な対応の必要性があると判断する場合に、同法第 28 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、都道府県知事の指示等により行われるねずみ族、昆虫等の駆除を指しており、害虫等の駆除全般を指すものではありません。

災害等廃棄物の処理に関連して行う害虫等駆除のための薬剤散布は、例えば以下のよう事例も含め、災害等廃棄物処理事業の対象となりますので、当該事業の活用により、災害廃棄物の処理に関連する害虫等の駆除に積極的に取り組まれるよう、改めてよろしくお願いいたします。

- ・撤去前の災害廃棄物が堆積している場所で発生する害虫等の駆除
- ・災害廃棄物の仮置場で発生する害虫等の駆除
- ・災害廃棄物の撤去作業の一環として行う、撤去場所の衛生回復・確保のための害虫等の駆除

以上

【本件に関する連絡先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課 小山、長居、宮田

TEL: 03-5501-3154 (直通)、FAX: 03-3593-8263

E-mail hairi-haitai@env.go.jp